

## 「亀山市犯罪被害者等支援条例」の概要

### 1 犯罪被害者等支援の仕組み

#### 犯罪被害者等に対する支援

##### 【支援対象者】

全ての犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為の被害者及びその家族又は遺族

※犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為とは、DV、ストーキング、児童虐待等をいいます。

##### 【支援内容】

##### (1) 犯罪被害者等支援窓口の設置等(第6条)

- ・市における犯罪被害者等支援に準ずる支援の案内(生活保護受給制度、ひとり親世帯支援制度、DV相談等)
- ・三重県その他の公的機関の案内及び犯罪被害者等支援に関する案内
- ・日本司法支援センター、みえ犯罪被害者等総合支援センター等の関係機関の案内
- ・民間支援団体の案内

##### (2) 雇用の安定(第11条)

- ・市が、事業者に対して犯罪被害者等が置かれている状況について理解を深めるよう促進し、事情に配慮した職場環境の整備等が促進されることを目指します。

##### (3) 広報及び啓発(第12条)

- ・犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等を地域社会で支え合う重要性及び二次被害の防止について、市民及び事業者の理解を深めるよう広報及び啓発を行います。

#### 上記の犯罪被害者等のうち特定犯罪被害者等に対する支援

##### 【支援対象者】

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に基づく犯罪行為(特定犯罪行為)により死亡、重傷病又は障害を受けた者及びその家族又は遺族

※特定犯罪行為とは、殺人、強盗、強制わいせつ、強制性交、危険運転致死傷等をいいます。

##### 【支援内容】

特定犯罪被害者等は、民事裁判の手續費用や生活環境の変化に伴う支出が増加し、又は心身の事情により労務に服することが困難で、収入が減少するなど、経済的困窮に陥ることが多いことから、市が当該特定犯罪被害者等からの相談に応じ、必要な支援を行います。

特定犯罪被害者等への対応は、上記犯罪被害者等に対する支援と合わせて以下の支援を行います。

##### (1) 日常生活の支援(第7条)

- ・家事援助費用の給付
- ・食事宅配サービス利用費用の給付
- ・一時保育費用の給付

##### (2) 居住の安定(第8条)

- ・転居費用の給付
- ・家賃の給付
- ・特殊清掃利用費用の給付
- ・市営住宅への優先入居の配慮

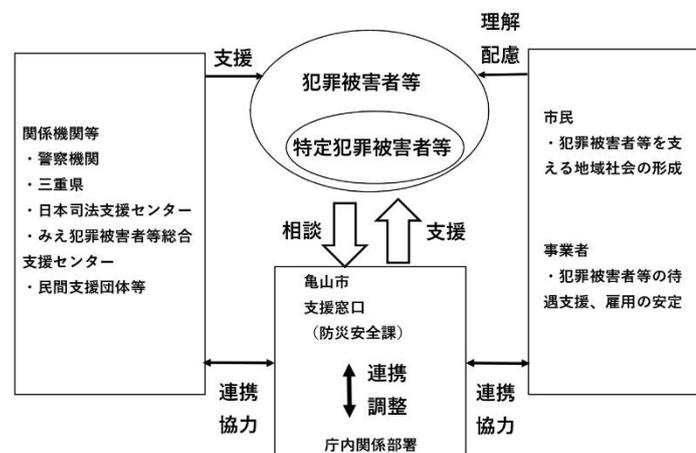
##### (3) 精神的被害からの回復(第9条)

- ・カウンセリングの受診支援

##### (4) 支援金の給付(第10条)

- ・遺族支援金の給付
- ・重傷病等支援金の給付

※上記(1)～(4)の具体的支援施策は以下のとおり



## 2 特定犯罪被害者等への具体的支援施策

### (1) 日常生活の支援（第7条）

各種手続等（刑事手続、行政手続、司法手続等）を行う必要があり、それらに時間を費やすことで生活に不可欠な炊事、洗濯、介護、通院、育児等の実施が困難な状況に陥る可能性があるため、その負担を少しでも軽減できるよう支援します。

家事援助費用の給付	調理、洗濯、清掃、生活必需品の買出し等の家事に必要な支援サービスを利用した費用について給付します。
食事宅配サービス利用費用の給付	食事宅配サービスを利用した費用について給付します。
一時保育費用の給付	やむを得ず一時保育施設を利用した費用について給付します。

### (2) 居住の安定（第8条）

従前の居宅が犯罪現場となったこと、報道機関の過剰な取材やインターネットを通じて行われる誹謗中傷等の二次被害を受けたこと等により、やむを得ず転居が必要となった場合に、支援します。

転居費用の給付	市内外にかかわらず、転居に要した費用について給付します。
家賃の給付	居宅が賃貸住宅（市営住宅を含みます。）である場合又は市内外にかかわらず、やむを得ず転居したときの転居先の居宅が賃貸住宅である場合において家賃の半額を給付します。
特殊清掃利用費用の給付	居住していた居宅が犯罪現場となり、血痕、体液、吐しゃ物等の特殊清掃業務を利用した費用について給付します。
市営住宅への優先入居の配慮	従前の居宅に居住が困難である場合、転居先が見つかるまでの間、優先入居の配慮を行います。

### (3) 精神的被害からの回復（第9条）

特定犯罪被害者等は、被害を受けたことにより精神的なケアが必要になったときにカウンセリングを受けることができるよう支援します。

カウンセリングの受診支援	公認心理師のカウンセリングを受けられるよう、カウンセリングに係る費用を市が負担します。
--------------	---

### (4) 支援金の給付（第10条）

特定犯罪被害者等は、各種手続等により労務に服する時間を失うことに伴う収入の減少、又は重傷病並びに障害を負うことに伴う支出の増加により経済的困窮が予測されるため、負担の軽減を目的に支援金を給付します。

支援金の給付	特定犯罪被害を受けた本人又はその遺族に対し、支援金を給付します。
--------	----------------------------------

### 3 予算措置

#### (1) 日常生活の支援（第7条）

支援項目	基準単価等	今回の補正内訳
家事援助費用の給付	1時間当たり上限3,000円、最大30時間利用可能	—※
食事宅配サービス利用費の給付	1日1食利用可能。1食当たり上限1,000円 最大30日間利用可能、1事件当たり1世帯4名まで	—※
一時保育費用の給付	1日当たり上限3,000円、最大5日間利用可能 1事件当たり1世帯2名まで	—※

#### (2) 居住の安定（第8条）

支援項目	基準単価等	今回の補正内訳
転居費用の給付	1事件当たり1回、上限200,000円	—※
家賃の給付	1か月上限30,000円、最大6か月分	—※
特殊清掃利用費用の給付	1事件当たり1回、上限300,000円	—※
市営住宅への優先入居の配慮	—	—

※日常生活の支援及び居住の安定に係る給付は、申請に応じて既決予算で対応します。

#### (3) 精神的被害からの回復（第9条）

支援項目	基準単価等	今回の補正内訳
カウンセリングの受診支援	10,000円/回 1事件当たり1人5回まで 上限4名（特定犯罪行為を被った者及びその2親等以内の親族を対象）	200,000円

#### (4) 支援金の給付（第10条）

支援項目	基準単価等	今回の補正内訳
支援金の給付	遺族支援金：300,000円 重傷病等支援金：100,000円	300,000円

#### (5) 啓発費用（第12条）

項目	内容	今回の補正内訳
啓発物品の購入	使い捨て不織布マスクを予定 (16.5円/枚×約6,000枚)	100,000円

※リーフレット等は内部作成を予定しています。

合 計

600,000円